

令和6年第3回定例会  
新冠町議会会議録  
第2日（令和6年9月13日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- |            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 第 1        | 会議録署名議員の指名                           |
| 第 2        | 諸般の報告                                |
| 第 3        | 一般質問                                 |
| 第 4 議案第44号 | 令和6年度新冠町一般会計補正予算                     |
| 第 5 議案第45号 | 令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算                 |
| 第 6 議案第46号 | 令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算                  |
| 第 7 発委第 4号 | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について       |
| 第 8 会議案第7号 | 閉会中の継続調査について（総務産業・社会文教・議会広報常任委員会）    |
| 第 9 会議案第8号 | 閉会中の継続調査について（議会運営委員会）                |
| 第10 会議案第9号 | 閉会中の継続審査について（令和5年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会） |

閉議宣告

閉会宣言

◎出席議員（10名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 竹 中 進 一 君  | 2番 酒 井 益 幸 君  |
| 3番 中 山 千鶴子 君  | 4番 村 田 貞 光 君  |
| 5番 但 野 裕 之 君  | 6番 秋 山 三津男 君  |
| 7番 武 藤 勝 圀 君  | 9番 長 浜 謙太郎 君  |
| 10番 武 田 修 一 君 | 11番 氏 家 良 美 君 |

◎欠席議員（1名）

- 8番 中 川 信 幸 君

◎出席説明員

町	長	鳴	海	修	司	君
副	町長	山	本	政	嗣	君
教	育長	奥	村	尚	久	君
総	務課長	佐	藤	正	秀	君
企	画課長	佐	渡	健	能	君
町	民生活課長	谷	藤		聡	君
保	健福祉課長	島	田	和	義	君
産	業課長	鷹	嘴		寧	君
建	設水道課長	関	口	英	一	君
建	設水道課参事	寺	西		訓	君
農	業委員会事務局長	山	谷		貴	君
会	計管理者兼税務課長	今	村		力	君
特	別養護老人ホーム所長	竹	内		修	君
町	有牧野所長	湊		昌	行	君
管	理課長	新	宮	信	幸	君
社	会教育課長	工	藤		匡	君
総	務課総括主幹	小	林	和	彦	君
企	画課総括主幹	下	川	広	司	君
町	民生活課総括主幹	曾	我	和	久	君
建	設水道課総括主幹	磯	野	貴	弘	君
保	健福祉課主幹	二	本柳	成	児	君
建	設水道課主幹	渡	邊	洋	平	君
管	理課総括主幹	伊	藤	美	幸	君
管	理課総括主幹	楫	川	聡	明	君
社	会教育課総括主幹	佐	々木		京	君
社	会教育課総括主幹	坂	元	一	馬	君

◎議会事務局

議	会事務局長	田	村	一	晃	君
議	会事務局総括主幹	三	宅	範	正	君

(午前10時00分 開会)

◎開議宣告

○議長（氏家良美君）皆さんおはようございます。中川議員は、本日一身上の都合で欠席しております。ただいまから令和6年第3回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告致します。

本日の議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、武藤勝罔議員。9番、長浜謙太郎議員を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、本定例会初日に設置されました、令和5年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に武田修一議員、副委員長に村田貞光議員。

以上のとおり互選された旨報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（氏家良美君） 日程第3、一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言願います。

武藤勝罔議員の「日高山脈襟裳十勝国立公園の今後の在り方について」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 7番、武藤です。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

1点目は、日高山脈襟裳十勝国立公園の今後の在り方についてです。この6月、日高山脈襟裳十勝国立公園が誕生しました。このこと自体は喜ぶべきことと思います。環境省から具体的な利用施設計画は出ていないようですが、観光立国推進閣僚会議が、国立公園で高級リゾートホテルの誘致事業に乗り出すと報じられ、一団体からは問題が多いと意見書が出され、一団体からは懸念が表明されています。動きが本格化する前に、日高山脈襟裳十勝国立公園の価値を守るために、日高十勝の関係する市町村から、声を上げていくべきと思い質問します。1つ、この国立公園の利用施設計画はいつ出されるのか見通しを伺い

ます。

2つ目、この国立公園の価値は、地形地質が世界的に貴重で、手つかずの自然と貴重な生態系が残されていて、河川の砂防工事など人工構造物がない原生流域は日本最大です。これが日高山脈襟裳十勝国立公園の価値だと思います。この自然遺産を後世に残していくのが、私たち世代の任務だと思います。今後は保護と利用の検討が課題と思いますが、利用は最小限に保護に重点を置くべきだと思いますが見解を伺います。

3点目、今、観光立国推進閣僚会議が打ち出した、全ての国立公園にホテル建設の方針が論議を呼んでいます。日本自然保護協会は意見書を提出し、また、日本旅行協会北海道支部連合会は、外資系など地元以外の事業者への安易な規制緩和などに懸念を示す声明をまとめました。地元事業者が参入しやすい仕組みづくりなどを訴えています。こういう動きが具体化されては遅過ぎます。日高十勝の関係する市町村から「ホテル建設はメリットがない。」の声を上げていくべきだと思いますが見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員から御質問の「日高山脈襟裳十勝国立公園の今後の在り方について」にお答えいたします。

政府は、本年7月19日首相官邸で開かれた観光立国推進閣僚会議において、2031年までに全国35か所ある国立公園で、民間を活用した魅力の向上に取り組むことを言いました。武藤議員の質問は、このような政府発言を受け、将来の国立公園における環境保全に不安を感じたことによるものと考えますので、政府の発言を踏まえ答弁させていただきます。また、町はこれまで日高山脈襟裳十勝国立公園に係る行政報告を二度行っています。行政報告において私は、国立公園化への取り組みは、国立公園の指定を受けることで終わるものではなく、指定後、持続可能な保護と管理活動、更には環境尊重の意識を地域住民が等しく持つことが大切と考える旨、申し上げました。今もこの考えに変わりはないことをまずもって申し上げます。

そこで、質問の1点目、国立公園利用計画の策定状況についてですが、環境省自然保護事務所が策定を進める利用計画は、現在骨子案の策定を終えようとしている段階であり、計画策定を終える時期は、今後、協議進捗によるところとしています。

質問の2点目、利用と保護についての見解についてですが、冒頭、行政報告を引用し、町の国立公園に関する考えを申し上げましたとおり、環境保全を優先した上での利用であると考えるところです。

3点目に、ホテル建設に係る考えですが、国立公園の指定を受ける際に環境省帯広自然保護事務所が策定した「公園計画書」において、利用に関する事項として、「公園区域内の周辺地域や観光施設との連携を通じて、その価値や質の高い自然体験活動を発信し、滞在型の周遊観光につながるよう広域連携を図る。」としています。あくまでも周辺地域に存在する宿泊施設との連携を図るとしているほか、続く「利用施設計画」の項では、公園内施

設を歩道、野営場、園地、避難小屋など必要最小限とする旨の記載もあり、公園内に宿泊施設を建設することはないものと考えます。また、武藤議員の質問の端緒となった観光立国推進閣僚会議における首相の発言は、観光立国を目指す取組みとして5点上げ、その中の3点目に、地域の理解と環境保全を前提に民間活力を活用したナショナルパーク化を目指すという発言でありました。ナショナルパーク化とは、誰もが訪れることを憧れ、希求してやまない国立公園を指し、その実現に向け環境保護と誘客の推進を図ることとされています。決して国立公園内へのリゾートホテルの建設誘致を目指す趣旨の発言ではないものと考えます。そのため「ホテル建設はメリットがない。」旨の発信については、政府発信の趣旨解釈に沿うものではないため必要はないものと考えますし、国立公園域外でのホテル建設は、観光振興につながるとして多くの方が期待を寄せることであると同時に、民間事業を否定することはできないものと考えます。いずれにおきましても、町としては、日高山脈襟裳十勝国立公園の自然環境の保全に資するよう関係市町村との連携について鋭意努めて行く所存です。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 今、答弁頂いたように、まだ具体的にそう進んでる話でないので、基本的に2点だけ伺いたいと思います。今、2点目の価値を保護と利用の問題で、環境保全に最大の力を尽くしていきたいというところで、その点では賛成なんですけども、ただ實際上、今、新聞報道等で報道されているように、この国立公園になってから、オーバーユースというのが大分問題になってきております。例えば、北海道新聞の報道で写真入りで報道されましたけども、ホロシリ岳のあれですね、国立公園に指定されてから、結局登山者が増えていると。普通、あそこにある避難小屋で過ごす人数ぐらいなんですけども、地元の人でも驚くぐらい、その写真入りでテントが10張り位張ってる写真が報道されておりましたけれども、そういうふうに既にオーバーユースという状況になっておりますし、それからアポイ岳は、これは前からもう報道されてるわけなんですけども、登山者によって、盗掘だとかそれから登山者が多くて、植生が破壊されてきているという方向報道ありますので、ぜひやっぱりこの点については本当に、利用という点では登山道だとか遊歩道、最低限のそういう整備は必要なんですけども、ぜひ保全に、既に起きてるわけですから、そういうのを十分配慮した取り組みをお願いしたいと、そういうふうに思っております。それから3点目のホテルの問題ですけども、私も2、3の人に当たって聞いてやっぱり観光推進する事で、ホテル建設いっちゃん方もおられます。ですからいろんな多様な声が、まだ始まったばかりですが、これからいろんな声が出てくると思います。ただこの国立公園の問題を考えた場合、本当に日高国立公園にこのホテル建設が、マッチするのか、あるいは地元で経済的な豊かさとか雇用を生むか、そういう点からも判断すべきだと思いますし、なによりもやっぱり地域住民の声と、観光客の意見を反映した国立公園の在り方を今後さらに深まって討議されてくると思いますので、そういう点ぜひ配慮した

取り組みをお願いしたいと思いますが、その点についての見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員の再質問にお答えいたします。まず1点目、ホロシリ岳やアポイ岳の登山者増に係る環境破壊等については、先般の帯広で開かれた協議会によっても問題視され、その際、環境省で、その問題に対してはきっちりと対処していくということをおっしゃっていますので、我々もそういうものに協力をしながら取り進めてまいりたいというふうに考えてございます。質問の2点目、先の答弁でも申し上げましたが、議員の御発言内容は、全体の要旨発言の一部を切り取り、御懸念されていることに違和感を覚えますし、私は、観光立国推進閣僚会議での首相発言の全容から読み取りますと、国立公園内の環境景観に影響を及ぼすホテル等の建設はしないものとも思っておりますし、できないものともとらえております。仮にそのような事案が生じた場合は、サウンディング調査を含め、協議会等で国立公園に与える影響等について、慎重に協議検討がなされるものと確信しておりますので、御理解願います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○7番（武藤勝罔君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、「熱中症予防対策の拡充について」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 今年も暑い日、この書いた時点で暑い日が続いていると思ったんですけども、確かに昨年から比べたら、今年は若干過ごしやすいつちゅう気はしますけれども、それでも統計的には過去2番目の暑さといいますし、新和では2度か3度でしたが全道1の暑さを記録しております。今年は全教室にエアコンが実現しました。引き続き対策の拡充が求められていると思います。

1つ目、今、自治体が冷房の効いた公共施設などをクーリングシェルター、指定遮熱として住民に開放することが増えていますが、新冠でこれらの動きにどう対応しようとしているのか伺います。

2つ目、高齢者の多い特養施設、介護施設の状況はどうか。

それから3つ目、道内でも、上ノ国町、大空町では熱中症対策として、高齢者低所得者に対するエアコンの設置補助を始めています。新冠でも町民の命を守る立場から、取り組むべきではないかと思いますが、この点についての見解も伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員から御質問の「熱中症予防対策の拡充について」にお答えいたします。

指定暑熱避難施設、一般名称のクーリングシェルターは、本年4月に全面施行された改正気候変動適応法において、市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止

するため、市町村内の冷房施設を有する施設を指定暑熱避難施設として指定することができることとなり、当該施設の管理者は、熱中症特別警戒情報が発表されたときは、その期間中、当該施設を開放する義務付けがなされたところです。また、指定暑熱避難施設として必ず備えるべき最低基準として、1点目に、適当な冷房設備を有すること、2点目に、当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること、3点目に、住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保することとなっており、官民間問わず認められるものです。

そこで、ご質問1点目のクーリングシェルターへの対応についてですが、先に申し上げた3点の基準を満たす施設としては、レ・コード館の図書プラザ及び展望塔が該当いたしますので、指定に向け準備を進めて参ります。また、不測の事態が発生した場合は、使用していない研修室や町民ホールなどを臨時的に開放するなど、柔軟な対応を取って参ります。なお、参考までに申し上げますが、東町自治会では暑さ対策として、生活館に自治会自らエアコンを整備して、8月から9月の気温が30度を超える予報の日に、施設を開放する取り組みが実施されており、私といたしましては、そうした取り組みが成されていることに感謝しているところでございます。また、当該施設についても自治会と調整のうえ、指定暑熱避難施設として指定することで準備を進めたいと存じます。

次に、ご質問2点目の特養・介護施設の設置状況につきまして、先ず町立施設でございますが、特別養護老人ホーム恵寿荘では、ホール等の共有スペースに5台、居室用として移動式スポットエアコンを2台購入済みでございまして、更に2台ほどの増設を検討しております。また、デイサービスセンターは共有スペースに2台を設置しております。次に民間施設でございますが、「おうるの郷」には、特養・有料老人ホームを合わせ、共有スペースに10台、居室に2台を設置しております。また、グループホーム「ゆーあい天馬」にはエアコンは設置されてないとも伺っております。

ご質問の3点目、エアコン設置費用に対する助成の考えでございますが、町では町内各家庭のエアコン設置状況に関する基礎資料を持ち合わせておらず、実態把握が困難なことに加え、財源手立ての見通しもつかない状況にあります。議員が申される2つの自治体は、いずれも町単独費の対応と伺っており、現状の財政事情を鑑みますと慎重な判断が必要と考えてございます。幸いにも、猛暑が続き、熱中症警戒アラートが4回発令された昨年度と比較しますと、本年度は幾分と涼しい状況となり、現在までの発令はありません。このことから、本件につきましては今後の気温の推移等を踏まえた中で、事業化の必要性や緊急性、財源確保の手段など調査をしてまいりたいと存じますので、ご理解願います。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○7番（武藤勝罔君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、武藤議員の一般質問を終わります。

次に、酒井益幸議員の「防災対策について」の発言を許可いたします。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番、酒井益幸です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、防災対策について一般質問いたします。

小規模自治体において、人口減少や高齢化の進行、集落の衰退、行政職員の不足等が見られ、対応として福祉的な支援の充実、災害時の情報伝達手段の確保、自治会等自主防災組織の支援、ボランティア活動への支援、コミュニティの活力維持等の対策が必要であると思います。令和6年1月1日16時頃、能登半島地震が発生。石川県輪島市などで震度7を観測し、石川県能登地域に大津波警報が、石川県珠洲市や能登町では高さ4メートル以上の津波が襲来しています。能登地域を中心に、地震により多数の家屋が倒壊したほか、火災により多くの家屋が焼失し260名の尊い命が失われました。心から御冥福をお祈り申し上げます。被害は多岐にわたり、津波による浸水、海岸の隆起、土砂崩壊等を伴う交通網の寸断、停電や断水など甚大な被害が発生するなど、記憶に残るところであります。地震発生から8か月を経過した今もなお多くの被災者が、不便な生活を余儀なくされております。内閣府は本半島地震等による災害対応において、高齢者などの要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、福祉的避難の必要性を明記、6月に政策の進展等を考慮し、防災基本計画の一部を修正しました。新たに市町村の役割も規定を設ける内容であり、市町村は、保健師、福祉関係者、NPO法人等の様々な地域の実情に応じて実施している状況把握の取り組みを円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、現状把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとするとの福祉的な支援の必要性が明記されました。当町においては、防災対策を強化すべきと考え、着実に実行性を伴う災害対応について3点伺います。

1点目、津波による一時避難や避難所開設時、新冠・節婦市街地における災害対応可能な職員配置と、それぞれの人数はどうなっているのか。

2点目、津波避難の際、関係団体と連携し避難把握が必要と思われる対象者の範囲と優先順位はどうなっているのか。

3点目、命を守る観点から被災者をなくすため、個人情報の取り扱いの利用目的や共有範囲について、国はあらかじめ検討するよう修正を求めているが、自治会等自主防災組織との協議を進めていく考えは。以上、町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員から御質問の「防災対策について」にお答えいたします。

まずはじめに、1点目の、津波による一時避難や避難所開設時、市街地、節婦地区それぞれにおける災害対応可能な配置と職員数についてにお答えします。発生する津波災害の規模により、避難人数等や被害地域が異なることから、避難所へ配置する職員数を一概に申し上げることはできませんが、災害対策本部が被災地域全体の状況から判断し、避難者

の誘導、避難場所の管理運営のため一つの避難所に複数名の職員を配置することとなります。災害時において行政の使命として、住民の安全・安心を守ることは、行政に携わる職員であれば、だれしものが思っていることでもあります。しかしながら、私は、想定される大規模な津波災害時においては、職員自身と家族の安全確保を優先することを指示しております。これは、東日本大震災で多くの職員が犠牲になった岩手県大槌町を教訓としており、大槌町は、140人いた職員のうち40人が犠牲となりました。その結果、他の地域と比べ復興が遅れた事実がございます。被災時には行政機能の維持が大切であること、また、早期の復興には自治体を中心とする復興体制が必要であると考えておりますのでご理解願いたいと存じます。なお、大規模災害時には町職員も被災者となるため人員確保が困難となることも想定されますが、ボランティアや他自治体との外部からの支援を受援するための体制を平時から整えておくことで、災害発生時にスムーズに対応できるよう取り進めて参ります。

2点目の、津波避難の際、関係団体と連携し状況把握が必要と思われる対象者の範囲と優先順についてにお答えします。津波災害の際は、沿岸部の津波浸水地域に居住されている方の状況把握が最優先となります。いうまでもなく津波浸水地域は速やかな避難が必要であり、早期の状況把握と救助対応が求められます。なかでも、避難行動要支援者といわれる災害発生時に移動が困難な高齢の方、障害のある方などは迅速な避難が難しい場合があるため、早期の状況把握と支援が必要と考えております。また、在宅で医療機器を使用している方は、停電やインフラの被害が直接命に関わる可能性が高いため、早期の対応が必要となります。これらの避難行動要支援者に対しましては、災害発生時は保健福祉部門を中心とした横断的組織を設け、迅速かつ適切に避難支援を行うことが重要であると考えております。

次に3点目の、命を守る観点から被災者をなくすため、自治会等自主防災組織との協議を進めて行く考えはについてお答えします。災害対策基本法においては、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する者を避難行動要支援者として、その名簿を作成しなければならないとされております。また、名簿作成だけでは要支援者の避難に課題があるとされ、令和3年5月に災害対策基本法の一部が改正され、市町村は個別避難計画の作成が努力義務となりました。個別避難計画につきましては、災害時に特に支援が必要な方の避難行動要支援者名簿を作成し、その名簿において災害警戒区域内に居住する避難行動要支援者を抽出し、本人からの同意を得ることができた方から個別避難計画を作成していく必要があります。当町においては、避難行動要支援者名簿を作成しておりますが、個別避難計画の作成については保健福祉課を中心に対象者の個別訪問により順次進めているところでありますが、個別避難計画の作成にあたっての問題は地域における支援者の確保にあると考えております。災害時に自身や家族の身の安全を確保しつつ、要配慮者の避難支援を行うことは、非常に困難であるとともに、責任問題などを考え併せますと、積極的に手を挙げて支援者になろうとする方がい

ないのが実態でございます。しかしながら、今後、個別避難計画の作成を進めるに当たり、各担当課における連携を強化するとともに、自治会等の自主防災組織が計画の作成に取り組む場合には、町も一体となって計画づくりを進めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 再質問いたします。個別計画において町も一体となって進めるとの答弁を頂きました。令和4年一部策定を進めている自治体は1割程度でありました。内閣府の公表によると、令和6年4月1日公表の道内179市町村自治体における個別避難計画の策定状況において、149自治体は一部策定または策定済みとなっています。個別計画における要配慮者に対して、支援者の役割は、電話や自宅に伺い避難情報を伝えること。安否確認、自宅で安全に生活できない場合は、避難所に避難に同行します。自宅がハザードマップで安全であることが確認できる場合は、その部屋にとどまることもできます。個別避難計画は、避難の可能性を高めるものであり、支援を支援者が行うのは、要配慮者の避難を支援することです。救助が必要な場合には、消防等に連絡します。また、避難者に犠牲や責任を負わせるものではなく、支援者御自身にも、避災や不在の可能性がります。このことから、必ず避難できるという結果を保障するものではなく、御自身や家族の安全を最優先に考え、支援者は、できる限りの範囲で協力することをお願いすることになると思います。防災行政の先進自治体として高知県黒潮町があります。地震津波対策から犠牲者ゼロを目指しています。南海トラフ巨大地震によって1メートルの津波到達で8分最大津波が34メートルと、避難者が全町民の1万人が想定されています。まずは避難放棄者を出さないことを全町民に周知、諦めない、揺れたら逃げるより早くより安全なところへを合い言葉に、6か所の防災タワーを設置など、ハード事業に対して防災文明の整備と及び防災志向イコール諦めないを合い言葉に、行政、地域、住民において何をしなければならぬかを落とし込んでいます。避難に関するソフト事業を防災文化の創造としています。キーワードは総力戦との考えから、25防災指針があり、具体的な対策例として、職員の地域担当制、これは理事者、防災担当職員以外で住民と行政との約160回のワークショップを実施しております。それから避難空間の整備、個別津波避難カルテ、これは津波犠牲者2100人分のカルテを作成。地区防災計画、居住者による計画の策定、5つ目、防災教育プログラム、小中学校9年間を見通した系統性のある学習、6つ目、告知放送システム、端末機を全ての家庭に整備などが挙げられます。直接黒潮町の担当者から講話を聞く機会があり、大変感銘を受けました。当町において、個別避難計画の要配慮者の状況は様々なケースが存在すると思います。支援者は親戚のほかに、友人、知人、御近所など協力のもと、助かる命は必ずあると思います。市街地への津波想定は約20分で到達予想となっており、迅速な避難行動が求められます。その上で、避難所が近い方は車椅子など、遠い方は車両などを使用したケースが考えられます。担い手確保については、おっ

しゃるとおりなかなか見つからないケースもあるかもしれません。しかしながら、救える命があるのなら、協力していただける支援者はいらっしゃるんだろうと思います。誰もが安心して住み続けられるまちを目指して、着実に実行性のある計画を進めていただきたいと思いますので、3点質問いたします。

1点目、個別計画、個別避難計画の親しみやすい愛称について、配慮者サポートチームなど設定する考えは。

2点目、個別避難計画のあらかじめ想定できる豪雨災害に関して、高齢者避難等発令時、職員は、支援者としてどう対応されるのか。

3点目、津波における個別避難計画の主体は、要配慮者である。町主導なくして、現状において進展せず、課題であるが、共助育成の観点から社会福祉協議会、社会福祉法人、ケアマネジャー、民生委員、自治会等にも計画作成を依頼する考えは。3点お願いいたします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の計画に愛称をつけることについてであります。行政においては様々な計画を策定しており、その計画を広く町民に公開し理解を求め、身近に感じてもらうようなものに対して、愛称をつけることは一つの手法ではあると思います。しかし、個別避難計画については、ごく限られた人しか見ることができないものであり、正式名称のほうがその目的を一目で認識できると考えますので、現時点では愛称をつけることは考えておりませんが、今後、計画づくりの作業を自治会等の関係者と進めることを予定しておりますので、その中で愛称が必要かどうか意見を徴したいと思っております。

次に2点目の、豪雨等で高齢者等避難発令時の職員の対応ですが、現在は、河川氾濫により想定される浸水区域を対象に、避難指示の発令までの間に避難準備のチラシを全戸配布することとしており、この際、避難するのに支援が必要な方については、役場へ連絡を頂き、職員が支援に当たることとしております。

次に3点目の、各種団体に依頼して計画を作成することについてですが、当町の個別避難計画の作成進捗状況については、現時点で対象となる方の基礎データ集約及び整理は終えており、今後は、各対象者の避難支援に係る実施者を取りまとめる段階にあります。この避難支援実施者を取りまとめるに当たっては、まずは、関係自治会と情報を共有の上、協議・相談をしながら進めることとしておりますので御理解願います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 再々質問いたします。近隣町では、様子町が個別避難計画策定済みとなっております。当町において、令和7年度予定の節婦市街地防災避難タワー本工事に向けて、防災対策を着実に進めていくことと思います。ソフト事業においても、避難等に

関する住民意識の情勢や、誰もが諦めることなく不安を取り除き、安心安全のまちづくりを今後も力強く粘り強く進めていかなければならないと考えます。節婦市街地における防災避難タワーが完成しても、要配慮者の命を救うための実効性のある計画が不可欠だと思います。節婦市街地の個別避難計画の策定は必須との思いから、早急に作成すべきと思いますが見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員の再々質問にお答えいたします。先ほどの再質問で答弁したとおり、節婦自治会と情報を共有の上、協議・相談をしながら進めてまいりますので御理解願います。

○議長（氏家良美君） 以上で酒井議員の一般質問を終わります。

次に、中山千鶴子議員の「役場庁舎のエアコン設置について」の発言を許可いたします。

中山議員。

○3番（中山千鶴子君） 3番、中山千鶴子です。議長より発言の許可を得ましたので通告に従い、役場庁舎のエアコン設置について質問いたします。

近年は、気候変動による気温上昇のため、比較的冷涼であると言われている北海道でも、気温が35度を超す猛暑日が増えています。当町において気温が35度を超えるといったことは、今年は今のところないと思われませんが、それでも、ここ数年の夏は確かに以前より暑くなっていると感じています。例えば、関西から当町に訪れた観光客の話では、「日高の夏は涼しいと聞いて避暑に来たが、自分の住んでいるところと変わらない」と言っていました。また、町内に住むお年寄りの中には、熱中症を心配する子どもや親族から進められて、自宅にエアコンを設置するケースが増えています。今年の夏も暑く、毎日30度近い日が続きましたが、室温が28度以上になると熱中症の可能性が高くなると言われています。北海道新聞の記事によると、最近では、冷房の効いた公共施設などをクーリングシェルターとして住民に開放する自治体も増えているようです。このクーリングシェルターは誰でも利用できるため、自宅にエアコンがない高齢者が涼を求めて訪れており、週に3、4回利用する人もいるそうです。今年の7月末時点で道内の49市町村が、庁舎や図書館など381か所をシェルターに指定しているとのことでした。当町では今年6月、小中学校にエアコンが設置されましたが、多くの人が働き、訪れる役場庁舎にもエアコンの設置を検討する時期が来ているように思います。作業効率の点に関しても次のようなことが示されています。建築学の論文によれば、室内温度は25度が最も効率よく動くことができる温度とされています。それが28度まで上昇すると、作業効率は6%も落ちると言われています。つまりは残業が増えるということです。しかし逆に考えると6%作業効率を上げることもできます。兵庫県の淡路市の市役所でこの取り組みを行いました。室温を28度から25度に下げたところ、光熱費は前年から7万円増えたものの、残業時間減少で人件費は約4千万円削減できたとのことでした。職員アンケートでは85%が業務効率が向

上したと回答し、さらに83%が勤務後の疲労感が軽減されたと回答していました。もちろん淡路市の場合は、既にエアコンが設置されているという前提の話です。確かに初期投資は必要かもしれませんが、しかし、エアコンを設置するメリットは大きいのではないのでしょうか。以上の点を踏まえて、ぜひとも役場庁舎にエアコンを設置していただきたいと思いますが、このことに関する町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 中山議員から御質問の「役場庁舎のエアコン設置について」にお答えいたします。

議員が言われるように、近年は気候変動により気温が上昇しており、気象庁が公表している8月の気温データで観測地点が静内のものを見てみますと、1991年～2020年の日平均は20.7度、日最高平均が24.0度であったのに対して、記録的な猛暑となった昨年は、日平均25.5度、日最高平均29.2度で、それぞれ4.8度と5.2度上昇しております。幸いにして、本年は昨年より日平均1.3度、日最高平均1.5度低い状況でしたが、専門家などの話を伺いますと今後も気温は上昇することが予測されており、世界規模での温暖化対策が急務となっております。役場庁舎においては、議場のみ冷房対応となっており、その他執務室や会議室などは対応しておりません。また、町民センターや恵寿荘などの事務室、郷土資料館や消防支署なども冷房は設置されていない現状にあります。ご指摘のある室内温度と作業効率、そして残業時間の因果関係について、当町の現状に当てはまるか否か、その分析は困難ですが、何より職員が快適な環境で業務を遂行できることが理想であり、そういった環境づくりに努めることも大切であると思います。そのようなことから冷房の設置は、働きやすい職場づくりの一助になるものと認識しているところであります。一方、当町の財政状況は、財政計画でお示した財政推計のとおりで、診療所及び中学校の建て替え事業費を除いた形で算定し、毎年度の収支不足分に財政調整基金を充当しても、令和14年度には、約10億円の資金不足が見込まれる厳しい状況にあります。また、今後も町民生活を支えるインフラ整備や老朽化した公共施設等への対応をはじめ、その時々諸問題等に対する政策展開及び財政出動なども考慮した中で、役場庁舎ほか各施設のエアコン設置につきましては、補助金等の財政支援がない中で財源の確保も含め検討しなければならないものとする考えの次第です。なお、現在、役場庁舎におけるエアコン整備の所要額調査を進めておりますので、ご承知おきいただければと思っております。また、クーリングシェルターへの対応につきましては、先ほどの武藤議員の一般質問で答弁したとおり、レ・コード館と東町生活館を指定することで取り進めますので、ご理解くださるようお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

中山議員。

○3番（中山千鶴子君） ただいまの答弁で、財源の確保の検討をされているとのこと、

また、エアコン整備の所要額の調査を進めているとのことですので、町としてはエアコンの設置を前向きに検討されているものと感じました。ただ国からの財政支援がない中で、やはり厳しさもあるかと思いますので、一つ提案をさせていただきたいと思います。民間企業であるエアウォーター北海道が、自治体向けに行っている寄附支援制度で、ふるさと応援Hプログラムというものがあります。これは2023年から2030年まで行われる制度で、最大1千万円に交付率を乗じた金額が交付されるようです。応募の条件としては、北海道内の市町村であること。また、地球環境やウエルネスの観点を含め、様々な社会課題の解決に貢献する事業であることが挙げられています。役場庁舎をクーリングシェルターとして利用するのであれば、この制度を活用できるのではないかと思います。こうした企業が行っている支援制度に応募してみたいかでしょうか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 中山議員の再質問にお答えいたします。エアコンの整備に要する費用については、先ほど申し上げたとおり、現在調査中ではありますが、現段階で1億円を超える事業費が予想されております。さらには役場庁舎のボイラーについてであります。設置後26年が経過している現状にあることから、こちらの整備更新も視野に入れなければならない状況です。こういったことから、エアコンの整備を進める場合には、財源確保の観点からも、補助金等の活用を模索する必要がありますので、議員より提案の頂きました、ふるさと応援Hプログラムを含め、調査を進めてまいりたいと存じますので、御理解頂きたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○3番（中山千鶴子君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、中山議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再会 午前11時 9分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。長浜謙太郎議員の「子ども医療費における所得制限の撤廃について」の発言を許可いたします。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 9番、長浜謙太郎です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、子ども医療費における所得制限の撤廃についての一般質問をいたします。

当町の子育て支援は大変手厚いと実感しております。中学生までの医療費無料、給食費の無償化、高校生の通学支援助成など、枚挙に暇がなく、いずれも他町が羨むほどの誇

らしいものです。国は異次元の少子化対策と銘打って、改正子ども子育て支援法により2024年10月から、高校卒業まで延長、所得制限の撤廃、多子世帯への増額という児童手当の拡充を行いました。所得制限撤廃については、子ども医療費にも解釈をより広げる動きが全国的に波及を見せており、子育て世代における公平性の担保を理由に多くの自治体で子ども医療費の所得制限撤廃に踏み切っております。当町における子ども医療費の議論は、18歳までの無料化について同僚議員が度々言及しておりますが、町財政に及ぼす影響が少なくなく、国の動向を注視していくとの答弁でありました。現役世代の家計が抱える問題、いわゆる年収103万、130万の壁が解消されることを望みますが、これについては根本的な解決は難しく現行制度上従わざるを得ません。ですが、目下、当町が所得による支給制限を設けているものを見直すこと。言わば自治体の裁量で変えられるものについては積極的に取り組んでいくことは、当町の子育て支援政策として有効と考えます。特色ある新たな子育て支援政策の一助という観点から、子ども医療費における所得制限の撤廃について町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜議員から御質問の「子ども医療費における所得制限の撤廃について」にお答えいたします。

当町が行っております子ども医療費助成事業は、中学生までを対象に、通院費及び入院費に係る保険診療分の自己負担額の全額を助成しております。令和5年度決算額は約1480万円で行いました。この財源として、北海道より、乳幼児等医療給付事業補助金の交付を受けておりますが、当該制度における補助対象は未就学児までの通院費及び小学生までの入院費までとされており、これを超える分につきましては町の単独費となり、道補助金を除く町負担額は約1290万円となります。また、当該補助金には平成15年10月から所得制限が設けられており、町助成事業も同様の取り扱いをしているところでございます。

ご質問の「子ども医療費における所得制限の撤廃」につきましては、今般、国が進めている「こども未来戦略方針」に基づく加速化プランにより、本年10月1日から施行される児童手当の拡充、その中で実施される所得制限の撤廃に着目をされ、子ども医療費助成制度への適用を求めるとご質問ですが、国はこれら少子化対策制度の運用にあたり、係る費用の一部を国民それぞれが加入される医療保険制度を通じ、新たに徴収する考えを示しており、給付を拡大する反面しっかりと負担を求める内容となっております。これは、町財政の運営におきましても同様でありまして、新たな事業の創設や給付の拡大には、財源確保の手立てが大変重要となります。これまでも福祉分野のみならず、町政各般にわたり、事務事業の見直しやコスト削減の方策に繰り返し注力するとともに、一方では町民の皆さんからも応能・応益に基づくご負担や、一部では所得制限を用いながら、限りある財源を有効かつ適切に利用し施策を展開してまいりました。このような方針、考え方が、給

食費の無償化など、特色のある町政運営の実現に繋がってきたものと考えます。今後におきましても、多様化する住民ニーズや老朽化が進んでいる公共施設への対応など多額の財政出動が見込まれますことから、行財政改革の更なる深化に努めるとともに、ご質問のありました所得制限の撤廃については慎重に判断をして参りますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 給付の拡大には負担を求めるという相関関係のもと、慎重に協議を進めるとのことでしたが、子ども医療費を18歳まで対象拡大した場合の増の時と同様にですね、影響額を試算した上で検討材料とすることも必要に値するかと思いますが、伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜議員の再質問にお答えいたします。子ども医療費に係る所得制限を撤廃した場合の影響額でございますが、本年度所得制限に該当されたのは16世帯25名で、主に一次産業に従事されている方々でございます。令和5年度決算額から試算しますと、実施に要する費用は約80万円程度になる見込みでございます。検討に当たりましては、しっかりとした財政運営の見通しを見極めながら、先に御質問を頂いております高校生までの子ども医療費助成拡大を含め検討してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○9番（長浜謙太郎君） ございません。

○議長（氏家良美君） 引き続き「ラーケーションの導入について」の発言を許可いたします。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 引き続き、議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、ラーケーションの導入についての一般質問いたします。

ラーケーションとは、ラーニング「学習」とバケーション「休暇」を組合せた造語で、休み方改革プロジェクトの一環として、2023年3月に、ラーケーションの日が全国で初めて愛知県で創設されました。公立学校に通う子どもが学校を休み、保護者と保護者などとともに、家庭や地域で探究の学びや体験活動を自ら考え企画実行できる制度です。年3日まで取得が可能で、休んでも欠席扱いとはなりません。ラーケーションを導入する自治体は、先陣を切った愛知県を皮切りに、2024年度は茨城県、栃木県、大分県、沖縄県が挙げられます。いずれも観光産業を主とする地域事情がありますが、一次産業を含め、自営業にも重なる部分が大きく、当町の産業構造にも当てはまると考えます。平日の家族旅行を推奨し、休むことに後ろめたさを感じずに家族で過ごす時間を確保するのが目的で

すが、世間の繁忙期を避け、それぞれの閑散期を家族の思い出づくりに活用し、ゆとりある時間の尊さを知ることは情操教育につながり、ふるさと愛を育むはずです。ワークライフバランスが重視され、正解がないと言われる社会においては、自己の在り方や生き方を考えながら、課題を発見し解決する力が求められ、子どものときにどこかへ出かけたり、多くの人と出会ったりする体験的探求的な活動を通して学ぶことで養われ、思いや悩み、不安について一緒に考えることで、これまでの振り返りや今後見詰める機会にもなります。制度設計には、家庭環境による不平等さ、保護者や学校現場との調整、地域の理解など多くの障壁があり、また、道内では事例がなく道教委との協議を十分に重ねることが必要となるでしょうが、これについても、特色ある新たな子育て支援政策の一助という観点から、ラーケーションの導入について教育長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 長浜議員からの御質問の「ラーケーションの導入について」お答えいたします。

学習と休暇を組み合わせたラーケーションは、家族との時間を大切にする新たな取り組みとして、愛知県や茨城県などで導入が行われております。ご質問のラーケーションについて、現在、道内における市町村での実績はありません。また、道教育委員会における方向性も定まっておらず、これまで正式な通知等もありません。ラーケーションの導入について、道教育委員会へ照会をかけたところ、導入に慎重な姿勢でありましたが、市町村単位での実施は可能であるという返答がありました。議員がおっしゃいますとおり、家族と触れ合いながら余暇を過ごすことは、子どもにとって情操教育の向上に繋がる一方で、家庭における制度の活用の差による子どもへの心理的影響や、休んだ分の学習保障という課題も生じます。町が制度を導入し、活用をする場合には、学校に学習の遅れを補う責務が生じ、この制度を活用できる家庭とそうでない家庭の格差や休んだ学習を補う等、教員負担の増加など学校現場に与える影響も少なくありません。現状においては、全ての児童生徒が公平に迎える学校の夏季及び冬季の長期休業期間の中で、家族での楽しく充実した時間を確保していただきたいという考えでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○9番（長浜謙太郎君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で長浜議員の一般質問を終わります。

次に、但野裕之議員の「コミュニティバスの自動運転化について」の発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番、但野裕之です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い質問いたします。

まず、コミュニティバスの自動運転化について。高齢化や人口減少の影響により、全国

各地で路線バスが廃止されています。当町においても平成27年にコミュニティバスの試験運行後、道南バス泉線を廃止し、その沿線のみ補完だけではなく、町内全域をカバーし、新ひだか町静内地区の医療機関等の送迎機能を付加した新冠町独自の乗り合いバス、コミュニティバスメロディー号を導入しています。このことにより、交通弱者である高齢者や学生などの足を確保することが可能となり、一定の評価を得ています。しかしながら、2024年問題やドライバーの高齢化など、全国的に運転手不足が懸念されています。当町もその例外ではなく、今後、コミュニティバスやスクールバスなどの運転手の確保が困難になるものと推察されます。このような中、運転手がいなくても走行できる自動運転バスが注目され、実証実験を進めている自治体も増えています。既に苫小牧市は実証実験を済ませています。また、十勝管内の上士幌町は、ふるさと納税を使って2022年12月に自動運転バスの定期運行を開始しています。現在は、緊急時などに手動に切り替えるレベル2の段階で運転手が同乗しております。2024年度中に、遠隔監視下での無人走行、レベル4を目指しています。政府は今年6月のデジタル行政財政改革会議で、交通分野改革の中期計画であるロードマップ案を発表しています。これは運転手などの担い手不足を想定し、3年後の2027年度までに自動運転バスの事業化を全国的に広めようと環境整備を進めているものです。昨年4月からは、特定のルートや範囲で運転手が不要なレベル4の運用が解禁されていますが、自動運転の開発に伴うコストや、維持費が高く事業化が進まない原因となっているため、事業化はごく一部にとどまっています。この状況を打開するために、この計画では自治体への財政支援を強化し、運転手の乗務が必要なレベル3以下も含め、歩行者らを把握するシステム導入や車両改造などの経費を補助するほか、今年度は約100か所の一般道で事業化に向けた実証実験を行おうとしています。当町においても、現在運行中のコミュニティバスの運転手の高齢化も危惧されます。将来的に、コミュニティバスの運行事業に一抹の不安を感じます。早期に自動運転バスの実証実験に取り組み、コミュニティバスの自動運転化を進めるべきと考えます。そこで、次の3点について伺います。

1点目、事業に向け、コミュニティバス運転手を確保するために、事業者と協議を行い対策を考えているのか。

2点目、国は自動運転化を推進しています。所管する担当課において自動運転バスの調査研究は行っているのか。

3点目、自動運転バスへの転換する考えは。以上町長の所信を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員から御質問の「コミュニティバスの自動運転化について」にお答えいたします。

人口減少・高齢化社会の中にあっては、無人化技術の導入は、あらゆる場面で試みられ、社会的な潮流と感じていますが、その中でも2024年問題を契機としたドライバー不足

を補う運転無人化の取組みは、物流の問題ばかりでなく、公共交通体系の維持という社会問題を解決する手立てとして考えられています。そのような社会にあって自動運転化の実現は待ち望まれることであり、実現に向けた取組みは官民一体となって進められていることから、公共交通における完全自動化運転社会の実現も近い将来訪れる日が来るものとも思います。

但野議員の質問の1点目、コミュニティバス運転手確保の手立てにはについてですが、町はコミュニティバス運転事業を民間事業者に委託してございますが、現状受託事業者から運転手確保困難の声は届いていません。しかしながら、町は町内公共交通を支えるドライバーの確保については、情報の共有を行うなど、大きな障害となる前に事業者と共に問題解決に対応して行く所存です。

質問の2点目、自動運転バスの調査・研究の実施の有無についてですが、本年6月に公共交通担当職員が公共交通先進地視察に行っております。視察の目的はバス運行のデマンド化についてであり、自動運転に係るものではありませんが、公共交通の将来像の最適化に向け鋭意取組んでおりますので、今後は自動運転についても、その実現可能性と有効性について調査を広げて行くべきものと考えております。

質問の3点目、自動運転バスへ転換する考えはについてですが、開発途上にあるバスの自動運転は、現状においては、時速20キロメートルを最高速度とし、市街地の周遊巡回のみとするなど制約は多くあり、また同乗者を必要としないレベル4の実証事業は特区指定を受けなければ実施することができません。更には技術上の支障として、降雪時においてセンサーが反応し、走行不能になるケースもあるなど、今後の技術革新を期待する声が多いのも事実です。このような中において、運行路線の大半が山間部である新冠町に、今、自動運転を導入することは現状困難と考え、技術革新を待ちたいと考えています。しかしながら、冒頭申し上げましたとおり、自動運転の導入は社会の潮流と考えていますので、来るべき社会に備え知見の取得など準備を進めてまいり所存でおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 再質問ございますか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、「在町外国人児童生徒への対応について」の発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 引き続き通告に従い、在町外国人児童生徒の対応について質問いたします。

令和5年度、文部科学省の調査によりますと、日本語指導が必要な児童生徒数が15年間で2倍以上に増えたことが分かりました。令和5年度は6万9123人に上り、前回の令和3年度の調査時より1万人以上も増加し、過去最多となっています。この調査結果では、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒6万9123人のうち、外国籍の子

どもは5万7718人、日本国籍の子どもは1万1405人とのことです。日本語指導が必要な外国籍児童生徒は、福井県、長野県、和歌山県以外の都道府県では、2年前と比べて増加し、中でも鳥取県は2.4倍に増加しています。最多は愛知県の1万1924人で、最少は高知県の27人です。この調査は、昨年5月1日時点時点のもので、日本語での日常会話が十分にできていなかったり、日常会話はできていても学習への参加に支障が出たりなど、日本語指導が必要な状況にあるかを全国の教育委員会に尋ねています。当町の調査結果はどうであったのかお示してください。このような状況下、当町の小中学校に、日本語指導が必要な児童生徒が在籍しているのであれば、教育現場の指導に御苦労されているものと推察します。当町に限らず、日高管内の小中学校でも同様の状況にあるのではないのでしょうか。管内の教育委員会は、この課題の共有を図り、教職員の間で課題解決に向けての研修会や研究会などが開かれているものと思います。当町の小中学校において指導体制は万全なものとなっているのでしょうか。今後、国内の労働力不足が懸念される中、外国人の労働力に頼らざるを得ない時代が来ています。都市部では医療介護関係で外国人労働者が増えてきています。当然、当町においてもその例外ではなく、確実にその日が近づいてきていると思われまます。間違いなく外国人の定住移住が増加していくはずです。こうした現状を踏まえ、外国人に対しても住みよい暮らしよい安心安全なまちづくりを進めなければなりません。そのためにも在町外国人に対して、教育環境だけは他町には負けないという気概を強く持って教育環境の向上を図るべきと考えまます。教育長の所信を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 但野議員からの「御質問の財調外国人児童生徒への対応について」お答えいたします。

はじめに、町内の小中学校における外国人児童生徒の在籍状況についてですが、10年前の平成26年度は小中学校とも外国人の児童生徒はおりませんでした。平成27年度以降、令和4年度までは、小中学校合わせて1名から3名在籍しており、昨年度は9名在籍しておりました。今年度8月末現在、新冠小学校が7名、新冠中学校が5名で合計12名となっており、国籍は多い順にフィリピン4名、モンゴル3名、スリランカ2名、その他インド、ベネズエラ、マレーシアが各1名となっております。この中には、既に一定程度日本語を習得され、特別な指導を必要としない者も含まれておりますことから、調査の対象となります日本語の指導が必要な児童生徒については、今年度6名在籍しております。このように、日本語の指導が必要な人数は昨年度から増加し、中学校では日本の高校を受験させたいと希望する家庭も増え、課題として捉えているところです。

次に2点目の、指導体制は万全かのご質問であります。まずは日本の少子高齢化による人手不足を解消するため、国の労働者不足の確保と地方の人材不足に起因し、外国人労働者を積極的に受入れしていることが背景にあります。国のレベルでの受入れ体制が万全ではなく、当町の指導体制も万全ではないと感じております。小中学校においては、外

国から当町へ転入され、子どもを待たなしで受入れ、教育を受けさせる必要がありますことから、様々な工夫を行いながら日本語が未熟な児童生徒には適宜、適切な指導体制を組み、取り組んでいるところです日々の学習においては、学級に馴染むよう全体指導と国語の個別指導を組み合わせ、個別指導においては、各校に配置している学習支援員や小学校では外国語学習指導員、中学校では北海道からの日本語指導加配教員を活用し、ICT機器や学習ソフトも最大限活用し、創意工夫を図りながら、個々の日本語能力に応じた指導と併せて日本式の生活文化をスムーズに受入れできるよう児童生徒に寄り添った対応を行っているところです。現状、学校現場に大きな混乱は生じておりませんが、保護者との意思疎通や給食における宗教上の制限など、きめ細かな対応も要し大きな負担となっていることや、今後も個別の支援が必要な児童生徒が増加した場合には、人員が不足するといった課題も浮き彫りとなっております。先に申し上げましたとおり、転入される外国人の増加は、国の施策とも関連し、今後も加速していくことが予想されます。教育現場での課題は、外国人との共生していく上での課題の一つに過ぎないことから、町として今後この課題にどのように対処していくのか、町部局と連携し国や道の動向も注視しながらこの課題に対応してまいります。

○議長（氏家良美君） 再質問ございますか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、但野議員の一般質問を終わります。

次に、武田修一議員の「子育てする意識が高い自治体になること」の発言を許可いたします。

武田議員。

○10番（武田修一君） 10番、武田修一です。私は、子育てする意識が高い自治体になることを表題とし、質問いたします。

最近、小さな子どもが親子で楽しく遊べる場所が、都市部に限らず、道の駅やその隣接地などで増えています。女性が出産や育児に喜びを持てるように、社会全体で温かく心に寄り添った支援が、今の少子化、人口減少時代には必要だという背景があるからだと考えます。

そこで、町民からの声を踏まえて提案2点の1点目。例えば、レ・コード館内のどこかにスペースができた場合に、簡単な遊具やおもちゃ、ソファなどを置くなどして、子ども連れの親子が遊べるキッズコーナーにし有効利用を図る。季節を問わず、天候にも左右されないレ・コード館の中というのが何より安心で安全であり、親同伴なので職員配置も不要です。

もう1点、レ・コードパーク内の噴水周りも、小さな子どもでも安全に入って遊べるように、清掃や整備を施して、より幅広い世代の人が利用しやすい交流の場にする。そうすることで公園としての価値も高まり、人が集まるようなイベントの企画なども可能になります。今後は、これまで以上に子育て世代や若者に選ばれるエリアづくり、まちづくりを

念頭に、費用の抑制を意識しつつ、既存の施設を利用した新しい価値を生み出す意識、取り組みが重要であると日々痛感します。もちろん財源の検討も当然必要ですが、少子化の時代だからこそ、そういったことに諦めずに取り組んでいくことが大切だと考え、鳴海町長の御所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武田議員から御質問の「子育てする意識が高い自治体になること」についてお答えいたします。

まずはじめに、私の子育て支援に対する基本的な考え方を述べさせていただきます。子育て支援において大切なことは、まずもって保護者や子どもなど、対象者の意見に耳を傾け、要望に応じた環境整備を図ることだと捉えています。しかしながら、すべての要望に応えることは、財政上困難であることから、事業の推進にあたっては町民にとって必要なものを選択し、地域資源を最大限に活用することを念頭に置かなければならないとも考えております。これを踏まえまして今回、議員からご提案のあったご質問にお答えさせていただきますが、まず始めに私から、「レ・コードパーク」について答弁させていただいたのち、「レ・コード館」について教育長から答弁させていただきます。

「レ・コードパーク」は、開設から27年が経過し、計画的な維持管理に努めて参りましたが、ここ数年、老朽箇所が散見されるようになりました。また、噴水設備は観賞用として整備したものであり、入水して遊ぶことは衛生上好ましくなく、そのための整備を行う場合は多額の費用を要します。議員ご提案の既存施設を活用した、親子が気軽に利用できる遊び場を町内に増やすことは、子育て世代の方々のニーズに基づくものと捉えておりますが、しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、財政面と地域資源の最大限の活用を考慮する時、レ・コードパークの整備は、多額の費用がかかり慎重な判断を要するものでありますので、まずは親子で遊べる、子育て支援センターなど既存施設の利用拡大に向けた取り組みを優先させ、今後、レ・コードパークの改修時期が来ましたら、ご提案の内容も含めて整備内容を検討して参りますのでご理解願います。また、本年度は「子ども・子育て支援事業計画」の見直し年となっており、現在、保護者からアンケート調査や子育て関係団体等との意見を踏まえ策定作業を進めておりますので、本事業計画に基づき引き続き、子育て世帯に寄り添った支援を推進して参りたいと考えております。

○議長（氏家良美君） 奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） レ・コード館におけるキッズコーナーについては、教育委員会所管施設になりますので私のほうから答弁させていただきます。

レ・コード館内はご承知のとおり、研修室やシアター、大ホール等、貸館の部屋が多く、常時設置する場所がないのが現状であります。そういった中、図書プラザには親子で本を読みながら寛ぐことができる「おはなしの部屋」がありますので、先ほど町長からも答弁ございましたが、教育委員会としては、既存施設の利用拡大に向けた取り組みを優先させ

たいと考えます。今後において、レ・コード館内にそのようなスペースの必要性がでた際には、館内事情の解決方策を含め、検討してまいりたいと考えております。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） 子育て支援に関することですので、ただいま教育長からも答弁頂いたところでございますが、再度お伺いしたいと思います。きれいな水辺のある公園の噴水やレ・コード館内にキッズコーナーがあれば、特に年々暑くなる夏などは、足を運ぶ人も決して少なくはないと考えます。毎日の子育てで、心身ともに疲れ気味の保護者自身のリフレッシュや癒しにも、そして居場所づくりにもつながり、まさに我が新冠町の子育て支援の厚みが増すのではないかと考えます。改めて、教育長の御所見を伺いたいと思います。

○議長（氏家良美君） 奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） ただいま武田修一議員からございましたけれども、既存施設を優先しながら、利用拡大に向けてということでお話ししたいと思います。子育て支援センターもございますので、子育て支援センターあるいはレ・コード館内に先ほど言いましたけれども、お話の部屋があって、そこにおもちゃを置いたりソファを置いたりだとかしながら、少しまず第一的には、そういったところの利用拡大を図りながら、そして後レ・コード館内にもこれから模索していかなかったら駄目なスペースもございますので、そういったところの活用も、これから検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○10番（武田修一君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で武田議員の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再会 午後12時59分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。竹中進一議員の「町有林を生かしたJークレジット制度への取り組みはできないか」の発言を許可いたします。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 議長より質問の許可を得ましたので、通告に従い一般質問いたします。

地球温暖化防止を狙いとして、2021年に英国で開催されたCOP26では、世界の森林の86%を占める100か国以上の政府が2030年までに森林の破壊を食い止めるため協力すること、森林等土地利用に関するグラスゴー首脳宣言が合意され、2050年

までにゼロカーボン実施目標が掲げられました。環境省のJ-クレジット創出分野の中で、森林由来の炭素吸収が占めるシェアは、木質バイオマス由来は14.7%となっておりますが、森林経営活動では今のところ1.8%となっております。全体から見れば僅かな量とも言えます。しかし、高品質で長期間安定した酸素吸入が見込まれますことから、国も林野庁を通して、その重要性を認め、森林クレジット制度が取り組みやすい内容に充実と改善が図られてきております。この取り組みに当たっては計画書を作成し、現地調査を含む審査と検証が必要となり、それぞれに平均約100万円の費用が掛かるとされておりました。しかし、J-クレジット取引の活性化に向けて創出促進のために、制度運用面での改善がなされ、今までは現地での人力による調査とされておりましたけれど、それに代えて航空機やドローンなどによる航空レーザー測量成果も可能とする、モニタリングの簡素化が図られるようになりました。また、再造林による吸収見込み量を主伐期の排出量から控除する、林業経営長期性を踏まえた算定方法の見直しや支援制度などにより、積極的な取り組みへの促進が図られてきております。こうした背景などにより、直近のJ-クレジット売買動向を見ますと、先に申し上げました、高品質で長期間安定した炭素吸収が見込まれることへの有益数により、J-クレジットの売買動向はトン当たり6千円から1万円程度となっており、他の分野の売買価格の2倍以上となっておりますので、この優位性を生かし取り組む価値はあるのではないかと感じております。従来の林業経営全般では、多様な樹種により変動はありますが、全国平均でヘクタール当たり平均34万円の赤字となっている実態であるとされております。しかし、我が町の町有林においての山づくりには、国や道の制度活動により、経営収支実態はそれよりは改善されている可能性があるのではないかとと思いますが、現在では8年間または16年間の炭素吸収量を、森林クレジットとしてカウントできる制度となっております。通告書に記載いたしました「40年分一括受け取ることになった」につきましては、削除願いたくお願い申し上げます。主伐期を迎え、町有林の更新時に当たる当町において、今までは主伐による炭素排出量と植林や除間伐による炭素吸収量は相殺されることとなっておりますが、主伐後に再造林が実施された場合、間伐などにより標準伐期までの炭素吸収量を差引きし、固定化分を前借できることになり、主伐による炭素排出量は20%まで圧縮計算できることが資料において示されておりましたので、これが認められますと、J-クレジット制度に取り組むべき条件がさらに有利優位になりますので、内容の精査は必要となりますが、このとおり取り組みを進めるべきではないかと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員から御質問の、町有林を生かしたJ-クレジット制度への取り組みはできないかについてお答えいたします。

まず、J-クレジット制度でございますが、ご質問にありますとおり2050年までのゼロカーボン実現を目途に、省エネや再生可能エネルギーの導入や更新、森林管理等によ

る温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度で、2013年にスタートし、経済産業省・環境省・農林水産省が共同で運営している制度でございます。また、J-クレジット制度では、クレジットを創出する者と購入する者との間で資金循環が行われることで、企業や自治体等の省エネ・低炭素投資等の促進が図られるものです。そこで議員の質問にあります、町有林の管理に関するJ-クレジットは、森林の施業又は保護を通じて森林活動を実施することにより、吸収量を確保する活動を対象とするものとなりますが、森林経営のサイクルは造林から伐採までの期間が長期間に渡り、森林計画の策定や現地調査などの専門性や費用負担などの課題から、J-クレジット創出量全体に対する比率は低く、1トン当たりの売却単価も高い傾向にあります。議員ご指摘のとおり、2022年の制度改正では、現地確認の測量方法の緩和や、人工林の伐採後に再造林を実施した場合には標準伐採期までの炭素吸収量を算定できるようになり、さらに天然林の管理活動の算定も可能となるなどの見直しを機に、J-クレジット登録申請を支援する企業や銀行などの参入も活発化してきておりますことから、申請に係るハードルが下がりつつある状況にもございます。その一方、J-クレジットの認証期間は最大16年でございますが、終了後10年間は報告義務が生じますので最大26年間という長期間の取組みとなるほか、J-クレジットの売却は取組みから3年後がスタート年となります。当町での取組みの方向性でございますが、近隣町でも大手企業と連携協定を締結し取組みを始めておりますことも認知しており、当町としても森林J-クレジットを森林経営のチャンスと捉え調査研究を進めているところでございますので、採算性と継続性を見定めたいと、議会協議を経て方針決定をしたいと考えてございますのでご理解願います。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 脱炭素への取組みは、最近メディア等により多数発信され、異常気象に対するため、森の持つ多様性は大変有効で、大事な取組みであることは誰もが認識いたしているところでございます。これまで申し上げましたJ-クレジット制度への取組みも、森づくりのために一定の成果があると期待いたすところでございますけれど、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ宣言は、日高管内において、浦河町、平取町、新ひだか町の3町が宣言いたしておりますが、我が町ではまだ宣言がなされておられません。J-クレジット制度への取組みとあわせて、脱炭素への取組みに積極的な自治体としての姿勢を示していくために、考慮してはいかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） ゼロカーボンの宣言については通告がありませんでしたので、再質問としては難しいところであると思うんですけれども、町長のほうで答弁できるものがあれば、ありますでしょうか。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員から再質問の、森林の多目的機能についてについてお答えさせていただきますが、当町に限っての話となりますこともお許し願いたいというふう

に思います。

○議長（氏家良美君） 町長、すいません、ゼロカーボン宣言のことについて。

○町長（鳴海修司君） 失礼いたしました。ゼロカーボンの取り組みにつきまして御答弁申し上げます。ゼロカーボンの宣言につきましては、私も担当課に対して、宣言に向けて準備を進めるよう指示しておりますことを、まずもって申し上げたいと存じます。現在その作業を粛々と進めるよう指示してありますので、御理解頂きたいというふうに思います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○1番（竹中進一君） ございません。

○議長（氏家良美君） 以上で竹中議員の一般質問を終わります。

次に、村田貞光議員の「町有地の利活用及び売却の情報公開について」の発言を許可いたします。

村田議員。

○4番（村田貞光君） 4番、村田貞光です。議長より発言の許可を頂きましたので、町有地の利活用及び売却の情報公開について一般質問させていただきます。

毎年企業が撤退し、少しずつ町が衰えているように感じる。各商店もシャッター街が多くなり、発展の兆しが見えてこないように感じてます。特に本町地区、節婦市街地が寂しい状況です。町民誰もが思っていることではないでしょうか。私は今こそ町と町民が一体となり、新たな戦略が必要だと考えております。まずはすぐにできるところからの取り組みとして、土地の利活用、売却情報の公開について進めていくことが大事だと思っております。町内外の方々がその情報を知ることで、新たな産業の発掘や町の収益につながることを期待しております。今回は新冠町の町有地に着目したいと思っております。新冠町には、あらゆるところに町有財産が多数存在しております。その中には、町民からの寄附を受けた土地、目的を持って購入した土地、学校閉校時と様々な場所に町有地が存在しておりますが、その中でも活用されていない、今後活用されない土地については、一般町民、一般企業等に見えるようにですね、情報公開することが必要と考えます。高規格道路の延長により、町有地の売却情報、賃貸情報などを公開すればですね、個人住宅の建設や起業、工場、発電所の建設の情報が聞こえておりますので、将来計画性のない土地については、できるだけ情報公開していただければと思います。これまでの企業撤退した分、新たな企業の進出、新住宅建設地として大いに期待される場所だと思っております。そこで絞って2点質問させていただきます。

1つ目、節婦小学校は今後どのように情報公開するのか。閉校してから相当の時間が経っている。どうするのか。隣の体育館が避難所になっています。施設が売れた場合には、避難所として利用することも可と考えます。今後について伺います。

2点目、土地の情報を求められている方が多数存在しております。将来計画性がない土地であれば、早めに情報公開することが必要と考えます。特に、町内東町には、住宅地として売却できそうな町有地が多数存在しているが、そこを売却する考えはあるか。あるい

は賃貸する考えはあるのか。以上2点質問させていただきます。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 村田議員から御質問の「町有地の利活用及び売却の情報公開について」にお答えいたします。

町は、これまでも町有地の活用に関し、協議・検討を行ってきておりますが、近年では令和4年11月に建設水道課と企画課が移住定住検討会議を立上げ、市街地内町有地8ヶ所を対象に人口増加施策の展開可能性を協議しております。協議結果は、事業推進には敷地面積が狭小であるため、事業対象地とはしませんでした。町有地のまちづくりへの活用可能性はあらゆる場面で常に念頭において協議を進めてございます。また、町有地の利活用を検討するに当たっては、町民と地域への貢献を目的に、まちづくり事業での活用を優先し、その上で民間による活用が効果的であるならば、民間事業者への開放を模索すべきと考えております。

村田議員の質問の1点目、旧節婦小学校は、今後どのように情報公開するのかについてですが、現在、情報公開はしていませんが、体育館及びグラウンドを防災上の避難所施設として指定し、通常は町民に体育館を開放しながら管理しております。当該施設にかかるこれまでの経緯ですが、平成20年3月31日に学校閉鎖後、同年4月8日に公売の公告をしましたが、入札参加者がなく、再度の入札を平成21年9月インターネット公売として実施しましたが、入札参加者はありませんでした。また、建物の現状は老朽化が著しく、今後一般公募出来る状態ではないと判断しており、将来的には、解体すべきと考えますが、優先度や財源を考慮しながら判断してまいり所存です。一方、避難所である体育館が、避難者であふれることへのご心配に関しましては、当該施設は550㎡あり、想定避難者数300人の全てを収容することが可能と見込んでいるほか、節婦町地区では津波避難タワーの建設も予定されており、完成後は避難者の分散化が図られるため、校舎を利用する必要は無いものと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2点目の、町内東町には住宅地として売却できそうな町有地が多数存在しているが、売却あるいは賃貸借の考えはないのかについてであります。まず、東町の町有地3か所につきましては、本年6月7日開催の所管委員会において、計画書を議員各位に配布し、内容説明いたしましたとおり、新冠町公営住宅等長寿命化計画の更新に際し、公営住宅建設計画予定地となっていることを、まずご確認ください。いずれにしても単に町有地があるからといって、売却あるいは賃貸借するという考えはなく、まちづくり計画、町民の意見、景観なども考慮しながら、議会とも協議を重ねた上で、町有地の活用方針を協議検討する必要があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○4番（村田貞光君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で村田議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

◎日程第4 議案第44号

○議長（氏家良美君） 日程第4、議案第44号、令和6年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。本案の審議に入る前に、予算説明資料の訂正について申し出がありましたので、これを許します。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 予算説明資料の3ページをお開きください。ふるさと納税特典付加事業でございます。3ページです。こちらの表の右半分、右側の上段、指標載ってます指標、計画と実績値ですけども、ここの年度ですね、令和4年度の次、また令和4年度となっております。R4年ってなってますけども、こちら真ん中、R5の間違いでございます。訂正頂きたいと思えます。R4、R5、R6ということでございます。大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑は、歳出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費から質疑に入ります。議案書の12ページから15ページ、2款総務費、1項総務管理費、予算説明資料は1ページから8ページ、ありませんか。

酒井委員。

○2番（酒井益幸君） 2番、酒井です。議案書12ページ13ページの、その他の土地と町有財産管理費についてお尋ねいたします。これは所管委員会で説明を受けまして、今後、町が取得するしようとする土地でありますけれども、これについて2点伺います。これまで、これまでの期間掛かった事務費など出張費も含め、どのようになっているか。それから補償、賠償金の部分で、今回解体を予定するわけなんですけれども、占有者と建物が1件あります。これ町が取得した場合、この部分地主となるわけなんですけれども、この部分の対応についてはどうされるのか、お願いします。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） まず1点目のこれまでの事務費ということなんですが、おおむね旅費になってございまして、令和5年度、苫小牧市、札幌市に2名ずつ、いずれも2名なんですが出張してございまして、苫小牧市3回、札幌市1回で旅費1万8千円掛かってございまして、本年度は札幌市に4回出張してございまして2万4千円の旅費が掛かってございまして、トータルで言いますと4万2千円の旅費。そのほかに、相手方当事者の確認を法的にしなければならない場面がございまして、それについて法律の専門家のほうに意見照会してございまして、その際の手数料として2万2千円、別途掛かってございまして、これが今のところの事務費でございまして、すいませんそれと2点目の質問なんです、今、

購入対象の土地にある、第三者の家屋のことをおっしゃってるんですね。はい、失礼いたしました。今後、購入した土地につきましては、用途を多面的に検討協議していかねばならないこととなります。今の時点で購入した土地をどのような用途で使う、まちづくりで使うかといったところは、まだ全く見えていない状況でございまして、その中であって、今ある第三者の家屋をどういった対応をするかといったところは、まだ全く見えていない状況にあることを御理解頂きたいと思います。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○2番（酒井益幸君） この土地に関しましてはですね、先般徳洲会の移転の候補地としてもあげられているわけなんですけれども、この辺に関しましてこの占有されている方は、そこを心配してるんですよね。町は、今後どういうふうにして方向性を向いていくのかということ、まだ現時点ではどういうふうにするかも分かっていないんですけれども、そういった心配の声があるので、これ今後町も、どういう活用方法を見いだしていくのかも、これからということなんで、丁寧にぜひともやって、やるというかですね、きちんとした対応を行っていただきたいなというふうに思うわけなんですけれども、その辺ももし答弁よろしければお願いします。

○議長（氏家良美君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） もちろん取得後、取得後、町がもし住んでらっしゃる方がいらっしゃるとすればですね、そこは丁寧な対応しなければいけない。今は、購入する前でありますから、売却をしようとする地主さん、この方が代理人を立てて処理をしているわけでありますから、その経過についてはまずもって、今所有されてる方の代理人の方が、丁寧な御説明を申し上げる、御相談に乗っていただく、こういう過程の中で売却につながる話ですから、今、酒井議員が御心配されていることというのは、当然のことでありますけれども、今その段階ではまだない。買ってから、そういう事態があれば町として当然丁寧な対応をしてみたいです。

○議長（氏家良美君） ほかにございせんか。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 7番、武藤です。説明書では13ページ、説明資料では1、2ページに関連して3点伺います。1点目は、システム作業、去年から言われたように、来年度に完成するうちゅう予定のようなんですけれども、この前、北海道新聞の9月1日ですか、出てましたけども、この作業がほとんど全国の自治体で進んでいないと、全国では15%ですか、道内は3%。道内では179市町村のうち進んでるのは旭川、釧路、函館、石狩の4市と、町村では浦臼町と更別村と言われてます。それで本当に新冠でも進めてると思うんですけども、来年度までやっぴりできるのかどうか終点の見通し、これが1点です。それから2点目は、2ページ、説明資料2ページですけれども、今まで昨年進めてきて、結局精査されて不用額が生じてんですよね。それで、これは多分新冠の作業の不都合うちゅうより、国のやっぴり最初からの制度設計が間違っ、次々といろんなこう下ろされて

きて、そういうあれでの不用額でないかと思うんですけども、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。それから3点目は、今のこの自治体のシステムが進まないっちなうことで、全国の自治体からやっぱりボヤキが聞こえてきてるっちなうことなんですよ。私この前マイナンバーでも言いましたけども、マイナンバーも保険証さえ残せば何も作業量降りてこないわけですし、さらに来年には、改定戸籍法、これが実施されるっちなうことで、これに伴って全住民の戸籍に氏名の振り仮名をつけると、これも膨大な作業だっちなうことで予想されてるわけです。それで町長にお伺いしますが、これらのやっぱり膨大な作業量っちなうか、そういうのやっぱりもうちょっと現場の実態を考えて、町村会や知事会、市長会、議長会、これ地方4公共団体の組織で考えてやっぱり国に意見として申し上げていく必要あるんじゃないかと思うんですけども、その点町長に3点目はお願いしたいと思います。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） まず1点目の作業、来年度末までに完成するのということですけども、今のところそういった予定で作業は進めてございます。担当者、非常に苦労はしてはいますが、時間外も行いながらということでもございますけども、今のところ現時点ではその示された見通しの中で物事は進んでます。次に不用額が多額に出たということですけども、これが国の制度設計がもともと悪いんでないのかということでもございましたけども、時間がない中で国のほうも、時間的な余裕がない中で自治体におろしてくると。それは受けて詳細、関係業者と詰めて、それで予算に上げればいいんですけども、全くそういったもん時間的に余裕がないっていうのが実態なんです。それで業者と大枠を詰めながら予算、取りあえず予算計上しているのが実態です。実際、これを執行するに当たって詳細を詰めていく中で、今言ったような精査した結果、内数で収まっているということが1点です。業者と話しても足りないという予算だてとはならないので、少し多めにとか、マックスを見ているということでもございます。こちらは全て国費、国の補助金できてもんですから、そういう意味ではですね、財政的な影響はないんですけども、そういったことの中の不用額と、もう1点ここで大きかったのは、提案理由でも申し上げましたけども、国のクラウドにつなげるための回線、これを大手通信業者のNTTのほうで私たちは見積もったんですが、あまりにも金額が大きいものですから、これずっとランニングコストでかかるということですね、現在システムが付き合いのあるとか、契約してるシステム会社、そちらのほうにこの回線の相談をしてみた結果、その契約しているシステムのほうの運用会社の回線を使わせてもらえるということで、全くその分が不用になったという、こちらが大きな減額理由でございます。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 3点目について私からお答えさせていただきます。この事業は、全国的な作業でありますことから、まずはこの事業をやり切ることが肝要だというふうに思っております。その上で、いろんな問題が発生したときには、当然、町として、

また、日高町村会として、北海道として物を申していくというふうに考えてございますので、御理解願います。

○議長（氏家良美君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書の16ページから17ページ。2項徴税費、ありませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） 10番、武田です。町税還付金150万。町税と過去の納付金の150万について委員会の説明がありまして、チェック体制について平成30年度にあった入力ミスによる課税誤りを機に、複数人によるチェック体制を強化してきたということでした。それが本当に最善・改善策なのかっていうところで、たとえ担当者1人であっても、例えば月に1回その課全体で、誤りがないかなどのチェックや制度の確認をし合おうと。そういったことを常に行っていく必要があるのではないかと思いますけども、実態としてはどうであったのか、今はどうなのか。改めて、担当課あるいは理事者の見解を伺いたいと思います。

○議長（氏家良美君） 今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 今回の課税誤りにつきましては、大変反省しております。ただ、チェック体制につきましてですが、年間の入力件数が1000から1500件ございます。それで、一度の入力は1人の担当者がやってるんですか、入力後のチェックをですね、その都度2人以上の体制で確認をして入力を終えてという状態でございますの。やはりですね、こういう課税漏れを課税誤りをですね防ぐには、正しい情報入力を正確、正しい情報をですね正確に入力することが大事だということで、複数人でチェックを作業が進めて、再発防止に努めている、これが1番の再発防止になると考えております。しかし、人が行うことですので、どうしてもミスは付きまとうものがございますので、固定資産税の納税通知書、5月の発表時にですね、納税通知書の中に課税明細書というのを今は同封しておりますので、来年度以降につきましては、納税通知書に課税明細書の確認をしていただくような、文書をですね同封しまして、納税者の方にもチェックしていただき、課税誤りの早期発見に努めていきたいな、こういうふうに考えておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、3款民生費に入ります。議案書18ページから19ページ、3款民生費、1項社会福祉費、予算説明資料は9ページから10ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書の20ページから21ページ、2項児

童福祉費、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、4款衛生費に入ります。議案書の22ページから23ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、予算説明資料11ページから12ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、議案書の24ページから25ページ、3項水道費、予算説明資料は13ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、5款農林水産業費に入ります。議案書の26ページから27ページ、5款農林水産業費、1項農業費、予算説明資料は14ページから15ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、議案書の28ページから29ページ、2項林業費、予算説明資料は16ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、6款商工費に入ります。議案書の30ページから31ページ、6款商工費、1項商工費、予算説明資料17ページ、ありませんか。

竹中議員。

○1番(竹中進一君) 1番、竹中です。この事業は順調に今まで4品目の地産地消品の開発が進んでいるということでございますけど、今回のここに示されている予算は、これ以外にまた新しいものを開発することを目途としてこの予算が組まれているということによろしいでしょうか。

○議長(氏家良美君) 佐渡企画課長。

○企画課長(佐渡健能君) 今、竹中議員おっしゃってたものは、評価課題等の欄に記載してある事業とは別なものですかという質問ですね、

○1番(竹中進一君) はいそうです。

○企画課長(佐渡健能君) 別物です。

○議長(氏家良美君) 竹中議員。

○1番(竹中進一君) もしその内容について、決定はしてないんで難しいところもあると思いますけれども、公表できるとしたらお答え願いたい。

○議長(氏家良美君) 佐渡企画課長。

○企画課長(佐渡健能君) 廃線となった鉄道を観光協会のほうで一部譲受けまして、それを観光協会が加工して売出したい。その確保する品としては、レーザープリンターで加工し文鎮、置物ですね、それをスライスした、鉄道をスライスしたものを売り出したいということをごさいますて、それを請け負う業者さんが、町内の業者さんが、それを担う

ための設備投資をしたいということで、それに対する補助でございます。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

武藤議員。

○7番（武藤勝圀君） その線路ですけれども、現在使える路線どれぐらいあるんですか。メートルでもいいし本数というか。このレールはこの文鎮の開発だけに今後使うのかどうか、また別な用途で使う計画はあるのか。そこら辺。そして仮に文鎮をつくった場合、どれぐらいの個数作れるのかどうか。

○議長（氏家良美君） 前段の部分の本数については、補正予算と関係ありませんので、後段の部分についてあります。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 答弁が的を外れてるかもしれませんが、できる限りの答弁ということで答弁させていただきますと、今回、観光協会のほうで町から譲受けた鉄路については6メートルでございます。今回加工しようとする文鎮という商品は、幅が1センチのものでございまして、単純に割り返すと600個とれるんですが、そんなことにはならないと思います。差引きで550とかそのような数になるんだろうなというふうに思いますし、これ以外、6メートル以外の撤去した鉄路につきましては、公売させていただきたいということで常任委員会のほうには説明してございます。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、7款土木費に入ります。議案書32ページから33ページ、7款土木費、1項道路橋梁費、予算説明資料は18ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、8款消防費に入ります。議案書34ページから35ページ、8款消防費、1項消防費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、9款教育費に入ります。議案書の36ページから37ページ、9款教育費、1項教育総務費、予算説明資料は19ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書38ページから39ページ、5項社会教育費、予算説明資料は20ページから21ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、歳入に入ります。8ページをお開きください。歳入の質疑はページごとに一括して行います。議案書8ページから9ページ、10款地方交付税、14款国庫支出金、15款道支出金、17款寄附金、18款繰入金、19款繰越金、20款諸収入、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、議案書の10ページから11ページ、11款町債、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、歳入歳出の全般にわたって質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第44号に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第44号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第45号

○議長(氏家良美君) 日程第5、議案第45号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑は補正予算書の1ページから11ページまで一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うようお願いいたします。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第45号に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第45号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第46号

○議長（氏家良美君） 日程第6、議案第46号、令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑は補正予算書の1ページから14ページまで一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うようお願いいたします。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第46号に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第46号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発委第4号

○議長（氏家良美君） 日程第7、発委第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会、長浜謙太郎委員長。

○9番（長浜謙太郎君） 発議第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。

提案理由について説明させていただきます。本意見書は、令和6年8月29日付けで北海道町村議会議長会から、各町村議長に協力の要請があったため、議会運営委員会として新冠町議会会議規則第14条第3項の規定に基づき、意見書を提出するものです。次ページをお開きください。概要を抜粋して読み上げます。北海道は将来にわたって持続可能な活力ある地域実現を目指している。しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、多くの課題を抱えている。これらの課題を解消し、地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時、災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠であり、加えて、安定した除排雪体制の確保など、冬季間の住民の安全安心を確保することが必要である。地方財政が依然厳しい中、必要な予算を安定的に確保することが重要である。よって、国において

は、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取り組みをより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

意見書の提出先は記載のとおりです。御審議の上、採択くださいますようお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については、議会運営委員会から提出されていますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、発議第4号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

#### ◎日程第8 会議案第7号 ～ 日程第10 会議案第9号

○議長（氏家良美君） 日程第8、会議案第7号、日程第9、会議案第8号、日程第10、会議案第9号、閉会中の継続調査及び閉会中の継続審査について、以上3件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会の3常任委員会の各委員長並びに議会運営委員会の委員長から所管事務調査について、継続調査の申出がありました。加えて、令和5年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会委員長から、付託事件の審査について、会議規則第75条の規定により、御手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査及び閉会中の継続審査の申出がありました。お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、会議案第7号から第9号は、各委員長からの申出のとおり継続調査並びに継続審査することに決定いたしました。

#### ◎閉会議決

○議長（氏家良美君） これをもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第7条の規定により、令和6年第3回新冠町議会定例会を

本日で閉会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） 御異議ないものと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣言

○議長（氏家良美君） これをもって、令和6年第3回新冠町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午後1時53分 閉会)